

2026年5月29日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党参院議員 岩渕 友
日本共産党福島県議団 神山 悦子
宮川 えみ子
宮本 しづえ
大橋 沙織
福島原発事故津島被害者原告団
団長 今野 秀則
津島地区原発事故完全賠償を求める会
代表 馬場 績
復興住宅石倉団地自治会長 田村 智則

原発事故被災地調査に基づく要望書

日本共産党は4月30日、田村智子委員長はじめ岩渕友参院議員、党県議団が福島第一原発事故の被災地調査を行いました。避難指示解除が最も遅れた双葉町役場で副町長と懇談、浪江町の津島地区で原発裁判の原告団からの聞き取り、二本松市の復興住宅石倉団地に居住する避難者から要望の聞き取りを行いました。また、楡葉町の宝鏡寺にある伝言館も視察、原発建設反対運動、事故後の闘い等について説明を受けました。どこでも原発事故による影響は深刻な形で継続していることも改めて訴えられ、二度と原発事故を繰り返させないためにも、被災地福島から原発ゼロを発信することの重要性を再確認しました。

これら視察で出された要望事項について、以下の点について対処方をお願いいたします。

記

- 1、第三期復興・創生期間の除染、インフラ整備費、住宅の確保、宿泊施設整備等十分な予算を確保すること。特に避難指示解除が遅れた双葉町、大熊町については丁寧な対応を行うこと。
- 2、帰還困難区域の生活できる環境整備に取り組む特定復興再生拠点、特定帰還居住区域の除染範囲を拡大し、面的除染を行うこと。
- 3、帰還困難区域は避難解除されるまでは農地の草刈り、水路の管理等国が責任を持って管理すること。また、水田の再開に向けた除染で山砂を入れた水田では小石も混じり機械が故障する事態となっているため、耕作可能となるよう復旧に責任

を負うこと。

- 4、避難者が帰還を選択できるよう買い物環境等の生活環境を整備すること。
- 5、放射線量管理を「区域から個人へ」移行することは国の責任放棄であり、認められない。個人を含む被ばく管理に国が責任を負うこと。
- 6、二本松市の復興住宅石倉団地の集会所が狭隘で自治会の総会も開けないため、広い集会所を整備すること。また、各棟によって共益費が異なり2倍の格差が生じている。設置した県として負担軽減策を講じること。
- 7、エレベーター前の点字ブロックが剥がれつまずく危険があり、修繕要望を伝えたが、団地全体の総点検を行い必要な修繕を行うこと。
- 8、復興住宅の家賃軽減が段階的に縮小されるため、家賃高騰への不安が増大していることから、負担増とならないような軽減策を講じること。
- 9、避難地域の医療、介護の負担軽減措置の継続について、国に財源保障を求めること。
- 10、津島地区の再生賃貸住宅に生活支援員を定期派遣すること。
- 11、避難地域にある残された土地や建物等の管理について、処分方法も含め避難者の不安解消に向けた支援を行うこと。

以上